



分譲マンション耐震アドバイザーを派遣します

市では、災害に強い街づくりを推進するため、耐震診断・改修に関する専門家を派遣しています。

- 対 分譲マンションの管理組合等
- 内 耐震アドバイザーから、耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成に必要ことや改修に至るまでの取り組み方法について助言などを受けることができます。
- 派遣回数 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回まで
- ※その他詳細な条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。
- ◆都市計画課 電話(042-438-4051)

自治会などが所有する街路灯に補助金を交付

1月31日(休)までに、道路管理課(保谷庁舎5階)にある申請書に、街路灯配置図・電気料金領収書(平成24年4・11月分)の写しを添えて提出してください。すでに補助金を受けている団体には、申請書を送付します。

◆道路管理課 電話(042-438-4055)

雨水浸透施設の助成制度をご利用ください!

市では、集中豪雨や台風による浸水被害を少なくするため、降った雨をできるだけ河川に流さない、河川へ出るのを遅らせるなどの工夫をしています。これが浸透による雨水の処理施設です。この雨水浸透施設の設置費用の一部(上限額15万円)を助成しています。

- 対 市内にある個人が所有する住宅に雨水浸透施設を設置する工事
- ※助成対象に該当するかなど、詳細は担当課まで必ずお問い合わせください。
- ◆下水道課 電話(042-438-4059)

その他

寄附

- 市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。
- ※高世 いく 様(20万円)
- ※間 誠 様
- ◆秘書広報課 電話(042-460-9803)

募集

スポーツ推進委員(旧体育指導委員)

- 応募資格
 - ①スポーツ・レクリエーションの実技・助言などができる方
 - ②スポーツ事業の企画・運営に積極的・献身的に協力できる方
 - ③自己の資質向上や市のスポーツ推進のために、研修会などに参加できる方
- 対 原則、市内在住・在勤・在学者
- 人数 20人
- 業務内容 月1回の定例会議(毎月第3木曜日・夜間)、各種事業の計画・実施(年間20日程度)
- 任期 4月1日～平成27年3月31日
- 報酬 日額1万800円
- 申 市販の履歴書(A4判)を、2月7日(休)午後5時までにスポーツ振興課(保谷庁舎3階)へ本人が直接提出(履歴書は返却しません)。
- 選考方法 書類審査・面接試験
- 面接試験日 2月23日(土)
- ※選考結果は後日通知
- ◆平成24年度スポーツ推進委員会では、
 - ①各種体力づくり教室
 - ②市民体力テスト
 - ③市民団体への派遣活動
 - ④各種大会・交流会
 - ⑤スポーツ祭東京2013(第68回国民体育大会)への協力などの事業を実施しています。
- ◆スポーツ振興課 電話(042-438-4081)



傍聴 審議会など

- 社会教育委員の会議
 - 時 1月18日(金)午後2時～4時
 - 場 保谷庁舎3階
 - 内 社会教育施策の今後のあり方について
 - 定 5人
 - ◆社会教育課 電話(042-438-4079)
- 防災会議
 - 時 1月21日(月)午前10時から
 - 場 防災センター5階
 - 定 西東京市地域防災計画(素案)の策定について
 - 定 5人
 - ◆危機管理室 電話(042-438-4010)
- 図書館協議会
 - 時 1月24日(木)午後3時～5時
 - 場 田無公民館
 - 内 電子書籍について等
 - 定 5人
 - ◆中央図書館 電話(042-465-0823)
- 文化財保護審議会
 - 時 1月25日(金)午前10時～正午
 - 場 保谷庁舎3階
 - 内 西東京市の文化財保護について
 - 定 5人
 - ◆社会教育課 電話(042-438-4079)
- 産業振興マスタープラン推進委員会
 - 時 1月28日(月)午後4時から
 - 場 防災センター6階
 - 内 産業振興マスタープランの進捗状況について等
 - 定 5人
 - ◆産業振興課 電話(042-438-4041)
- 教育計画策定懇談会
 - 時 1月28日(月)午後2時～4時
 - 場 住吉会館2階
 - 内 教育計画策定について
 - 定 5人
 - ◆教育企画課 電話(042-438-4070)

傍聴 教育委員会

- 時 1月22日(火)午後2時
- 場 保谷庁舎4階
- 内 行政報告等
- 定 10人
- ◆教育企画課 電話(042-438-4070)
- 農業振興計画推進委員会
 - 時 1月29日(火)午前10時～11時30分
 - 場 防災センター6階
 - 内 西東京市農業振興計画について
 - 定 5人
 - ◆産業振興課 電話(042-438-4044)
- 地域密着型サービス等運営委員会
 - 時 1月29日(火)午後7時～9時
 - 場 防災センター6階
 - 内 地域密着型サービスの基準条例について等
 - 定 5人
 - ◆高齢者支援課 電話(042-438-4030)
- 地域自立支援協議会計画策定部会
 - 時 1月29日(火)午後7時から
 - 場 障害者総合支援センターフレンドリー
 - 内 障害者基本計画策定のためのアンケート調査について
 - 定 5人
 - ◆障害福祉課 電話(042-438-4033)
- 都市計画マスタープラン中間見直し策定委員会
 - 時 1月31日(木)午前9時30分～11時30分
 - 場 保谷庁舎4階
 - 内 全体構想の見直し方針について等
 - 定 10人
 - ◆都市計画課 電話(042-438-4050)
- 住宅マスタープラン策定委員会
 - 時 2月6日(火)午後2時～4時
 - 場 イングビル3階
 - 内 課題の整理、施策の方向性について等
 - 定 5人
 - ◆都市計画課 電話(042-438-4051)

平成25年度市民税・都民税が変わります

～生命保険料控除が改正～

生命保険料控除は、これまでの「一般の生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」の2種類に加え、平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約など(新契約)について新たに「介護医療保険料控除(介護保障および医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料などについての控除)」が別枠で設けられ、3種類になりました。

平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約などについての控除適用限度額は、「一般の生命保険料控除」「個人

年金保険料控除」「介護医療保険料控除」はそれぞれ2万8,000円となりますが、合計適用限度額はこれまでのとおり7万円となります。

ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)については、従前の一般の生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用上限額である3万5,000円がそのまま適用されます。

控除の区分については、生命保険会社などの発行する支払証明書などに記載がありますのでご確認ください。

◆平成24年1月1日以降に締結した保険契約分(新契約)

一般の生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の控除額について、それぞれ以下のとおり計算します。

表1

| 支払保険料の金額 | 生命保険料控除額 |
|-----------------------|-----------------------|
| 1万2,000円以下 | 支払保険料の金額 |
| 1万2,000円を超え3万2,000円以下 | 支払保険料の金額×1/2+6,000円 |
| 3万2,000円を超え5万6,000円以下 | 支払保険料の金額×1/4+1万4,000円 |
| 5万6,000円を超えるもの | 2万8,000円 |

◆平成23年12月31日以前に締結した保険契約分(旧契約)

これまでどおり、一般の生命保険料控除・個人年金保険料控除の控除額について、それぞれ以下のとおり計算します。

表2

| 支払保険料の金額 | 生命保険料控除額 |
|------------------|-----------------------|
| 1万5,000円以下 | 支払保険料の金額 |
| 1万5,000円を超え4万円以下 | 支払保険料の金額×1/2+7,500円 |
| 4万円を超え7万円以下 | 支払保険料の金額×1/4+1万7,500円 |
| 7万円を超えるもの | 3万5,000円 |

◆新契約と旧契約の双方で適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方で一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合は、控除額はそれぞれ次のAおよびBの金額の合計額(上限2万8,000円)になります。

なお、一般の生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の合計適用限度額は7万円です。

- A 新契約の支払保険料については、上記表1により計算した金額
- B 旧契約の支払保険料については、上記表2により計算した金額

| | | | |
|--------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| A 新契約 | 一般の生命保険料控除 適用限度額2万8,000円 | 個人年金保険料控除 適用限度額2万8,000円 | 介護医療保険料控除 適用限度額2万8,000円 |
| | + | | |
| B 旧契約 | 一般の生命保険料控除 適用限度額3万5,000円 | 個人年金保険料控除 適用限度額3万5,000円 | |
| | + | | |
| 新旧双方で適用を受ける場合は上限2万8,000円 | | | 合計適用限度額 7万円 |